

令和7年8月12日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

司法研修所教官室内で共有されているマニュアル（最新版）（自由と正義2025年3月号60頁に記載されている、石黒清子元司法研修所民事弁護教官の「教え方についても、漏れなく一定のレベルは絶対に確保されるように、事前に教官室内でマニュアルも作成しているので、教え方についての心配はいらないです。」という発言参照）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示申出に対し、令和7年6月23日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 最高裁判所において、本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）を探索したところ存在しなかった。

本開示申出文書を作成すべき定めはなく、司法研修所における事務処理上、本件開示申出文書の作成は必ずしも必要ではないため、現に存在しないことが不自然であるとはいえない。

また、仮に過去に作成されたことがあったとしても、最高裁判所においては、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって、保存期間を1年以上とする必要のないものは、短期保有文書として事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとされており（平成24年12月6日付け事務総長通達「司法行政文書の管理について」記第4の3の(4)、同日付け秘書課長通達「最高裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」記第11の2の(5)）、本件開示申出文書もこれに当たるものとして適宜廃棄されたことが考えられるが、保存や廃棄の記録はなく、そもそも作成又は取得していないのか、あるいは、作成又は取得後に廃棄されたのかが判然としないため、「存在しない」との理由で不開示の判断をしたものである。

(2) よって、原判断は相当である。